

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

五四

◎公立義務教育諸学校の学級編制及び

教職員定数の標準に関する法律及び

地方教育行政の組織及び運営に関する

法律の一部を改正する法律

(平成二十三年四月二二日法律第一九号)

一、提案理由(平成二十三年三月二三日・衆議院文部科学委員会)

○高木国務大臣 このたび政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

少子高齢化やグローバル化が急速に進展する中、知識基盤社会の到来を迎えた現代にあって、学校教育に託された国民の期待はますます高くなっております。我が国が世界最高水準の教育力を目指し、新学習指導要領の円滑な実施や、いじめ等の教

育上の課題に適切に対応し、教員が子供と向き合う時間の確保を図ることにより質の高い教育を実現するためには、少人数学級を推進するとともに、市町村の主体的な取り組みによる学校教育の充実を促進することが必要であります。

この法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第一学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行う等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、公立の小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数の標準を四十人から三十五人に引き下げることとしております。

また、政府は、義務教育水準の維持向上を図ることが重要であることにかんがみ、公立の義務教育諸学校における教育の状況、国及び地方の財政の状況その他の事情を勘案しつつ、これらの学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校に係る学級編制の標準を順次改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な

措置を講ずることとしております。

第二に、都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、これらの学校の設置者が学級編制を行う際に従わなければならないとされている点を緩和し、標準としての基準とすることとしております。また、市町村立義務教育諸学校の学級編制についての市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務づけを廃止し、事後の届け出制とすることとしております。

第三に、各都道府県ごとの公立の義務教育諸学校に置くべき教職員定数の標準となる数に関して、その算定基礎となる学級数を、実学級数から、都道府県教育委員会が定める学級編制の基準により算定した学級数に改めることとしております。

以上が、法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いをいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二十三年三月三一日)

○田中真紀子君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

の適正化を図るため、公立の小学校の第一学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、公立の小学校の第一学年の児童で編制する学級に係る一学級の児童の数の標準を四十人から三十五人に引き下げること、

第二に、都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、標準としての基準とすること、また、市町村立義務教育諸学校の学級編制について、市町村教育委員会から都道府県教育委員会への事後の届け出制とすることなどであります。

本案は、三月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日、高木文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、二十五日には参考人から意見を聴取いたしました。

昨三十日、さらに質疑を行い、質疑終了後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派共同提出により、市町村教育委員会がその設置する義務教育諸学校の学級編制を行うに当たって、当該学校の児童生徒の実態を考慮することを明記すること、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の

被災地等に係る教職員定数について特別の措置を講ずること等を内容とする修正案が、また、日本共産党より、公立の小中学校の小学級の児童生徒の数の標準を四十人から三十人に順次引き下げることを内容とする修正案がそれぞれ提出され、各修正案について趣旨の説明を聴取した後、日本共産党提出の修正案について内閣の意見を聴取いたしました。次いで、討論、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、三党派共同提出の修正案は全会一致、修正部分を除く原案も全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十三年三月三〇日)

○池坊委員 たいま議題となりました修正案について、提出者を代表いたしましたして、その趣旨及び内容の概要を御説明いたします。

政府提出法律案は、三十五人学級の実現、学級編制に関する市町村教育委員会の自主性の確保という点において、一定の評価はできるものと考えております。

しかしながら、政府提出法律案は、その内容において十分な

ものになっていないとは言えません。

三十五人学級は小学校一年生だけにすぎないこと、市町村教育委員会の学級編制に関する自主性を十分に裏づける法的担保に欠けることなどがその例でございます。

そこで、子供一人一人に対するきめ細やかな教育を実現するという観点から、政府提出法律案に対し、修正案を提出するといたしました。

第一に、市町村立の義務教育諸学校の学級編制を行うに当たっては、当該学校の児童または生徒の実態を考慮することを明記いたしました。

また、学級編制に関する市町村教育委員会の自主性を教員定数配分の観点からもしっかりと担保することができるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を行い、都道府県教育委員会が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記するとともに、都道府県教育委員会に対し、この場合に聞くこととされている市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務づけることといたしました。

第二に、教職員定数に関し加配措置が講じられる場合には、その加配措置に係る数については、公立の義務教育諸学校の校

長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努めなければならぬことといたしました。

第三に、加配措置が講じられる事由を拡大して、小学校において専門的な知識または技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合や、障害のある児童または生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童または生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情を、新たに明記することといたしました。

第四に、学級編制の順次改定等に関する検討に当たって勘案されるべき事項とされている国及び地方の財政状況については、当然のことでありますから削り、これらの措置を講ずるための安定した財源の確保に努めることを政府に義務づけることといたしました。

第五に、公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数のあり方についての検討条項を設けることといたしました。

第六に、市町村教育委員会が公立の義務教育諸学校の学級編制を行うに当たり、当該学校の児童または生徒の実態を考慮して、この法律による改正後の小学校一年生の学級に係る一学級の児童数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらな

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

いこととした特段の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員定数に関し、教育上特別の配慮をすることができるといたしました。

第七に、東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域の学校及び被災児童または生徒の転学先の学校において、被災児童または生徒の学習支援や心のケアを行うため、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関する特別の措置を講ずるものとしたところでございます。

以上が、修正案の趣旨及び内容の概要でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年三月三〇日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たって、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本制度の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分にを行い、円滑な実施に向けて、最大限努力すること。
- 二 加配措置に係る定数に関しては、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教員が配置できるように予算の確保に努めること。
- 三 義務教育費国庫負担金については、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう予算の確保に努めること。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政
の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

五八

- 四 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域（被災した児童又は生徒が転学した地域を含む）に対し、附則第六項に規定する教職員定数に係る特別の措置、被災した学校施設の復旧、児童生徒等への就学援助等、必要な支援を迅速に行うため、早急に補正予算等により対応すること。
- 五 被災した児童生徒及び教職員等の心のケアのため、スクールカウンセラーの配置の充実等人的体制の整備に努めること。
- 六 全国の学校施設の耐震化の早急な促進が図られるよう万全を期すること。

三、参議院文教科科学委員長報告（平成二十三年四月一五日）

○二之湯智君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第一学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行う等、所要の措置を講ずるものであります。

なお、衆議院におきまして、題名を改めること、教職員定数の加配事由に小学校の専科教員及び特別支援教育に関する事項

を追加すること、東日本大震災に係る教職員定数の特別措置を講ずるものとする内容を主な内容とする修正が行われました。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、基礎定数により少人数学級を実現することの意義、特別支援教育の充実に向けた加配定数の弾力的活用、被災地の実態に応じた教職員配置の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十三年四月一四日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な実施に向けて、最大限努力すること。
- 二、加配措置に係る定数に関しては、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教員が配置できるよう予算の確保に努めること。
- 三、近年の非正規教員の増加に鑑み、真に必要な教員について

は、積極的に正規採用するなど、計画的・安定的な教員配置に努めること。

四、学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しに当たり、市町村間による教育格差が発生・拡大しないよう努めること。

五、複式学級の解消に努めるとともに、特別支援教育を受ける児童生徒がより手厚い支援を受けられるよう特別な配慮を行うこと。

六、日本国憲法の要請に基づく義務教育費国庫負担金については、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう予算の確保に努めること。

七、東日本大震災により被害を受けた地域（被災した児童生徒が転学した地域を含む。）に対し、附則第六項に規定する教職員定数に係る特別の措置、被災した学校施設の復旧、児童生徒に係る就学援助等、必要な支援を迅速に行うため、早急に補正予算等により対応すること。

八、被災した児童生徒及び教職員の心のケアのため、スクールカウンセラーの配置の充実等人的体制の整備に努めること。

九、全国の学校施設の耐震化等災害対策の早急な促進が図られるよう万全を期すること。

十、学級数に基づく基礎定数と加配定数を組み合わせた現行教
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政
の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

職員定数配置の在り方について、検討すること。
右決議する。

（注）法律第一九号は、当初「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」として提出されたが、衆議院で題名が修正された。